

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	栃木県	
3. 市区町村名	那須烏山市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	57-2	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/index.cfm/7,31688,83,359,html	

執行機関名 那須烏山市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	那須烏山市遺児手当支給条例(平成17年那須烏山市条例第92号)に基づく父母の一方又は両方が死亡した児童に対する遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		那須烏山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年那須烏山市条例第41号)別表第1第5の項 那須烏山市遺児手当支給条例(平成17年那須烏山市条例第92号)に基づく父母の一方又は両方が死亡した児童に対する遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第一条	那須烏山市遺児手当支給条例(平成17年那須烏山市条例第92号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、市が父母の一方又は両方が死亡した児童について遺児手当を支給することにより、 <u>児童の健全な育成及び福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		那須烏山市遺児手当支給条例(平成17年那須烏山市条例第92号) 那須烏山市遺児手当支給条例施行規則(平成17年那須烏山市規則第86号)